

令和6年度松本市タイ向け冬季誘客プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度松本市タイ向け冬季誘客プロモーション事業業務

2 趣旨

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響、デジタル技術の進展と社会のDX化、ゼロカーボンに向けた取組み等、観光を取り巻く環境の大きな変化とともに旅行者の価値観や需要も大きく変化している。これらの変化を踏まえ、松本市では令和6年3月に「松本市観光ビジョン」を策定したところである。

本事業は、令和5年の宿泊者数が最も多く、コロナ前からの伸び率が大きいタイ市場に向けて冬季誘客を実施することで、松本市の冬季入込客数の落ち込み緩和及び消費額増加を図るもの。

3 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 広告宣伝

タイからの個人型（個人旅行パッケージ手配・個別手配（FIT））旅行者の冬季誘客強化に向けた広告宣伝を実施すること。

ア タイ市場の特性や、松本市におけるタイ人旅行者の動向等を踏まえた最も訴求力のある手法で実施すること。

イ タイ人の訪日目的のひとつである「雪」に着目したプロモーションを実施し、冬季誘客を図ること。

ウ タイ語で実施することとし、ネイティブライターもしくは同等の言語能力を要するライターを起用し、現地旅行者の視点に立った、自然かつ適切な表現とすること。

エ 市街地及び山岳エリアでの周遊及び宿泊を促すため、二次交通（バス、シェアサイクル等）の利用方法周知や、タイ人の好む「写真映え」コンテンツを含むコース設定等、実際に本市を訪れる際に参考となる情報を含めること。

オ 松本市公式観光サイト、新まつもと物語のタイ語ページと連携することにより効果的なプロモーションが実施可能な場合は、連携すること。

➤ 新まつもと物語（タイ語）：<https://visitmatsumoto.com/th/>

カ タイで人気のインフルエンサーの活用や、メディアミックス等による効果的なプロモーションを実施すること。

キ (2)旅行博出展と連動性を持たせること。

(2) 旅行博出展

タイのバンコクで開催される旅行博に出展するもの。

ア 出展予定旅行博

(ア) J N T O主催 第16回F I Tフェア (Visit Japan FIT Fair #16)

(イ) 日程 令和6年11月8日(金)～11月10日(日) ※予定

(ウ) 場所 タイ・バンコク サイアム・パラゴン5階 (B T Sサイアム駅直結)

(エ) 小間 1小間予定

イ 主催者の開催要項に沿い、出展にかかる各種調整や手続きを行うこと。

ウ ブース出展料を期限までに支払うこと。

エ ブースデザイン、施工、物品調達、パンフレット輸送、管理運営等、出展に要する一切の業務を行うこと。

オ 当日は、松本市職員が2名参加するものとし、通訳兼ガイドを手配し、移動手段を確保すること。なお、松本市職員の旅費(航空運賃、現地交通費、宿泊費)は見込まなくて良い。

カ (一社)長野県観光機構(以下機構という。)が出展する場合は合同出展を基本とするが、機構が出展しない場合には松本市単独で出展するものとする。なお、機構との連絡調整は本事業契約後に開始するものとする。

キ ブースの施工、管理運営、パンフレット配布、アンケート実施、観光案内対応のできる者を2名以上手配すること(オのタイ語通訳を含む)。なお、そのうち1名は来場者からの質問等に回答ができる、観光分野に知見のある者とする。

ク 当日ブースに手配する上記キの2名に対して、会場までの交通費、宿泊費、日当を支払うこと。

ケ ブーススタッフには事前に松本市の観光情報をレクチャーする場を設け、相応の案内ができるようにすること。

コ 来場者アンケートを実施すること。回答数は3日間で400以上とし、デジタルアンケートが望ましい。なお、アンケートの結果は報告書へまとめ、生データも納品すること。

サ アンケート回答者へ配布するギブアウェイを400以上用意すること。

シ 松本市から現地へパンフレットを輸送する金額を含めること。

ス ブースデザインや施工、実施方法等のすべてについて、長野県観光機構の担当者と調整し、最終的に発注者を含めた3者での協議で決定すること。

セ 当該旅行博が延期となる場合には、年度内であれば延期した日程において出展すること。その際に、同等の効果が見込める別の旅行博等出展に切り替えることを妨げない。

(3) 旅行会社セールス

(2)の旅行博出展に合わせて、タイの旅行会社にセールスするもの。

ア F I Tフェア翌日に、有力旅行会社6社程度のアポイントメントを取ること。

イ 松本市職員が2名参加するものとし、宿泊施設や移動手段、通訳兼ガイドを手配し、職員滞在中のアテンドを行うこと。松本市職員の旅費(航空運賃、現地交通費、宿泊費)は見込まなくて良い。なお、(2)で手配した通訳兼ガイドが兼任しても良い。

ウ 長野県観光機構がセールスを実施する場合は同行することを基本とするが、松本市単独でのセールスとなる可能性もある。

エ 松本市の魅力をアピールするタイ語資料作成を行い、日本語版も用意すること。

オ 手土産を用意すること。なお、(2)旅行博で用意するギブアウェイを流用しても構わないが、数に不足が生じないようにすること。

カ (2)の旅行博が延期になった場合は、セールスの時期も変更すること。なお、旅行博の開催が中止になった場合は、セールスのみ行うこととし、日程は発注者と協議するもの。

キ 日本からの渡航が不可能な場合には、現地エージェントによるセールスや、オンライン商談等へ切り替えて実施すること。その場合、事前に松本市の情報をレクチャーする場を設け、相応のレベルでセールスができるようにすること。

5 業務報告書の提出

- (1) 報告書は紙での納品のほかに、電子データでも納品すること。
- (2) 報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は最終報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

担 当 松本市文化観光部観光プロモーション課 市江

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。